

無限大

M U G E N D A I

Vol.306

2022年 12月



エヌワンマネジメント
グループ

富山市新庄北町24番24号
TEL 076-451-8868
FAX 076-451-6689
E-mail info@ykc-g.com

おもしろい経営理念

(税理士法人タックス総研 / 小路 真載)

9月号では経営理念をつくるメリットについてご紹介しました。しかし、いざ作るとなるとうまく言葉に表すことができず、悩んでしまう経営者の方も多いでしょう。そこで、今回は「印象的な経営理念」を掲げている企業をご紹介します。



日本の観光をヤバくする

株式会社星野リゾート

<https://www.hoshinoresorts.com>



株式会社星野リゾートの代表取締役星野社長は、ミッションとしてこの言葉を掲げています。とてもインパクトのあるワードですが、観光業界に次々と革命を起こしてきた星野リゾートと聞けば、納得してしまうほど「日本の観光をやバく」してきた企業の一つでしょう。今の若者は「ヤバい」を悪い表現としてだけではなく、良い、驚き、感動を表すときにも「ヤバい」と表現します。「日本の観光産業に貢献する」という言葉は、ありきたりで若者に響かない、彼らにも伝わるシンプルに言うとうどうなるか考えて出てきたのが「ヤバくする」という表現だったそうです。社員や入社しようとする人にとっては、一度で覚えて、そして忘れない言葉であり、星野リゾートで働くうえで目指すべきものを常に見せてくれる言葉でしょう。

「人は変わる。」を証明する

RIZAPグループ 株式会社

<https://www.rizap.jp>



「結果にコミットする」というCMでおなじみのRIZAPですが、もともとはダイエット用豆乳クッキーを販売する会社でした。そこからダイエットトレーニング事業を開始し、現在では医療機関とも提携し生活習慣病の患者を対象にしたプログラムも提供しています。「ダイエットは明日から」と先延ばしする人も多い中でこれだけの実績を出し、「人は変わる。」を証明し続けています。

「ニンニク入れますか？」

ラーメン二郎三田本店

こちらは社訓ですが、このワードは6項目ある社訓の最後に掲げています。ラーメン二郎では「野菜、ニンニク、アブラ、カラメ」の4つのトッピングが無料で、注文時にトッピングしたいものを指定して注文します。「ニンニク入れますか？」はラーメンの食べ方を自由にカスタマイズできるラーメン店としての在り方を表しているように思えます。

経営理念というものは、社員に浸透してこそ、その本領を発揮します。たくさんの思いが詰まった理念ももちろん素敵ですが、シンプルで覚えやすく、インパクトのある理念は社内でも浸透されやすくなります。今回ご紹介した経営理念を参考に、お客様だけの経営理念をつくっていただければ幸いです。

NFTをご存じでしょうか？

(税理士法人タックス総研 / 九内 平徳)

NFTとは「非代替性トークン(Non-Fungible Token)」といい、「偽造・改ざん不能な鑑定書・所有証明書付きのデジタルデータ」のことを指します。

このNFTは、Web上にアップロードしたイラストや音楽、ライブのチケットやゲーム上のアイテムなどのデジタルデータに対して、暗号資産で活用されているブロックチェーン技術の活用により、唯一無二の価値を持たせることができます。これにより、通常資産価値が認められなかったデジタルデータに現実の美術品や不動産のような資産価値を付与できるようになりました。

このNFTは暗号資産と同じように、資産的価値が認められることから、売買の利益について個人で所有するNFTの売買では所得税、法人で所有するNFTの売買では法人税が課されるケースが発生します。

ただし、NFTが付与されたアート作品やゲーム内アイテムの所有に関して税金が課されるというよりは、NFTアート等をイーサリアムなどの暗号資産(暗号資産は「FT=Fungible Token(代替性トークン)」といいます。)と交換し、その暗号資産との交換によって発生した利益に税金が課されるというイメージになります。

具体的な利益の例として、個人がNFT取引を行う時

- ①初めから自己で所有しているNFTアート等を売却する場合
- ②他人の所有するNFTアート等を売買して差益を得る場合
- ③自己の所有するNFTを他人に貸し出して利益を得る場合
- ④自己の作成したNFTが他人間を流通する際の収益の一部還元や継続的なインセンティブが得られる場合

以上4つの場合が考えられます。



国税庁のHPによると、①や②の場合では、原則的には譲渡所得として申告し、継続的かつ利益を意図したものであれば雑所得や事業所得として申告することになり、③や④の場合では、雑所得や事業所得として扱われます。なお、金額はNFTをイーサリアム等の暗号資産と交換した時の暗号資産の時価により計算することとなります。

これらの暗号資産やNFTの取引はデジタル上での取引となるため、取引の履歴や内容が絶対に記録として残ります。そのため利益に対する申告をしていない場合は確実に指摘される可能性があるため注意が必要です。

もし暗号資産の売買やNFT取引を行っている場合には、税金の問題が必ず発生するため、確定申告時にはぜひとも担当者までご相談ください。

令和5年 1月の税務・経営相談日

5

木

12

木

19

木

26

木

*当社では、無料で税務相談・経営相談を行っておりますので、税務相談に限らずいつでもお気軽にご相談下さい。また、お越しの際は電話でご連絡下さい。お待ちしております。



◆労務管理情報

割増賃金率50%の引き上げに
向けて求められる取組み

大企業ではすでに、1ヶ月60時間を超える法定時間外労働に対して50%以上の割増賃金率による割増賃金の支払いが求められていますが、いよいよ2023年4月より中小企業にもその適用が拡大されます。以下では、時間外労働が多い企業において、施行までに求められる対応を確認します。

1. 時間外労働の削減

2023年4月より、中小企業も含めたすべての企業において、1ヶ月60時間を超えた法定時間外労働に対する割増賃金率が50%以上に引き上げられます。あくまでも月60時間を超えた部分に対する割増賃金率の引き上げですが、例えば時間単価が1,500円の場合に、割増賃金率が25%から50%に変わることによって1時間当たりの賃金額は1,875円(25%)から2,250円(50%)となり、引き上げのインパクトは小さくありません。

なお、月60時間を超える法定時間外労働が深夜労働に及んだときは、深夜労働に対する割増賃金の支払いも必要となることから、割増賃金率は75%(25%+50%)以上となります。

長時間労働の防止および人件費の増加という観点から、企業はできるだけ時間外労働を削減しておくことが求められます。削減に向けた取組みとして、以下のようなポイントが挙げられます。

- 付き合い残業はないか
- 残業が従業員任せになっていないか(今日中にやらなければならない業務なのかを上司が確認し指示を出しているか)
- 人員体制を見直すことはできないか
- 機器等の導入・見直しにより業務のやり方を変えたり、生産性を向上したりすることはできないか
- 社内の業務フローに問題はないか(営業が無理な契約で受注し、後工程の業務を行う部署にシワ寄せがいないか等)

2. 人件費の確認

1.のとおり、割増賃金率の引き上げは、人件費の大幅な増加につながります。そのため、例えば過去1年間の時間外労働の時間数が同じであった場合、人件費がどのくらい増加となるのかを試算しておくとい良いでしょう。

また、人件費の内容を経営会議のような場面で共有し、現場の管理者にも人件費への影響について認識をもらうことで、時間外労働の削減の必要性を共通認識にすることができるでしょう。

3. 36協定の取扱い

時間外労働・休日労働に関する協定(いわゆる36協定)において、特別条項を設ける場合、限度時間を超えた労働に係る割増賃金率を記載する欄があります。

2023年4月以降に割増賃金率が変わりますが、36協定には月60時間を超えた割増賃金率を記載する必要はないため、協定期間が2023年4月をまたぐ場合であっても、届出をし直す必要はありません。

時間外労働の削減の前提として、会社は労働時間を適正に把握することが必要です。適正な労働時間を記録するように社内教育を行ったり、労働時間の記録とパソコンの使用記録など労働実態との乖離がないかを点検したりするなどの取組みも行いましょう。

本年最初の給与支払日の前日 ●給与所得者の扶養控除等申告書の提出 提出先…給与の支払者(所轄税務署長)

| | |
|--------|--|
| 10日(火) | ●前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付) |
| 31日(火) | ●支払調書の提出 ●源泉徴収票の交付 交付先…①所轄税務署長 ②受給者 ●固定資産税の償却資産に関する申告 ●11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税) ●2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) ●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) ●5月決算法人の中間申告(法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人住民税)…半期分 ●消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税) ●消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2か月分)(消費税・地方消費税) ●給与支払報告書の提出 (1)提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に関する所得税の源泉徴収義務がある者 (2)提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長 |

1月中において市町村の条例で定める日 ●個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第4期分)

楽しく! 優しく! 元気に! あなたの夢をサポートします!!

ヒューマン・サポート通信 No.165



経営支援 | 後継者育成支援 | WEB制作・更新 | 広告ツール制作 | 資産運用 | じぶん年金作り | メンタルサポート

社長の学びのための『社長の専門学校 富山分校』

経営を勉強したことがないけれど大丈夫?

社長の専門学校では経営の基本的な知識も身に付けられるので、これまで経営を勉強したことがないという方にもおすすめしています。講座は経営原則・経営実学・経営雑学の3つの分野に分かれていて、経営の基礎は経営原則の講座で学ぶことができます!
すきま時間を利用して、少しずつコツコツと経営の知識を身に付けませんか?

富山の起業・創業を支援する



社長の専門学校

お手持ちのパソコンから講座やセミナーを受講するeラーニングスタイルのオンライン学習コンテンツで、家や会社から好きなときに経営を学べます。規模の小さな企業や創業間もない企業でも、これからの時代のビジネススキルを身に付けられます。



紹介動画もご覧ください
紹介動画はこちら

富山分校開校記念
キャンペーン実施中!!

〈ヒューマンスキルアップ〉メンタルサポート

企業が求める役割と社員のモチベーション

離職率の低い職場の特徴の一つに「納得して働けるか」が挙げられます。自身が納得できる業務・職場であれば多少壁にぶつかっても何とか乗り越えようと頑張れるはず。しかし、企業として各人に求める役割と社員の思いが違っていたら、不協和音が生じ退職という選択をされる場合もあります。当事業部では経営者様と社員の方との間に入り、企業が掲げる目標を達成するための研修・面談を行っています。
社員の役割と部下のモチベーションを上手くすり合わせ、社員が長く働き続け、生産性の高い職場を目指しませんか?



毎月3社限定 無料相談承ります
詳細はこちら <https://human-sp-mental.jp/blog/19216>

エヌワンマネジメントグループのお客様限定

月額 **20,000円** (税別)
からホームページが持てます!

| 月額 | 12ヶ月契約 | 月額 | 12ヶ月契約 | 月額 | 12ヶ月契約 |
|----------------------------|--------------|---|--------------|---|--------------|
| 20,000円 | (税別) | 25,000円 | (税別) | 30,000円 | (税別) |
| コース | (税込22,000円) | コース | (税込27,500円) | コース | (税込33,000円) |
| 制作費 | | 制作費 | | 制作費・初期費用 | |
| 114,000円 <small>税別</small> | (税込125,400円) | 174,000円 <small>税別</small> | (税込191,400円) | 234,000円 <small>税別</small> | (税込257,400円) |
| ホームページ(1ページ) | | ホームページ(1ページ) お問い合わせフォーム プロカメラマンによる撮影(2時間) | | ホームページ(4ページ) お問い合わせフォーム プロカメラマンによる撮影(2時間) | |
| 更新・メンテナンス12ヶ月分 | | 更新・メンテナンス12ヶ月分 | | 更新・メンテナンス12ヶ月分 | |
| 126,000円 <small>税別</small> | (税込138,600円) | 126,000円 <small>税別</small> | (税込138,600円) | 126,000円 <small>税別</small> | (税込138,600円) |
| 情報の更新・SEO対策・メンテナンス | | 情報の更新・SEO対策・メンテナンス | | 情報の更新・SEO対策・メンテナンス | |

*仕様や内容により変更となる場合があります。 *納期については、ご相談の上決定させていただきます。
*12ヶ月の契約となります。次年度以降は月額10,500円(税別)(税込11,550円)から更新・メンテナンスします。

詳しくは弊社グループ担当者までお気軽にお問い合わせください
TEL 076-451-3312(平日9:00~17:30) 担当:見津(みつ)

エヌワンマネジメントグループ <https://n-one.co.jp>



- | | | | |
|-----------------------|-------------------------|------------------|---|
| 税理士法人 タックス総研 | 〒930-0997 富山市新庄北町24番24号 | TEL 076-451-8868 | https://www.ykc-g.com |
| 社会保険労務士法人 タックス労務管理事務所 | 〒930-0997 富山市新庄北町24番25号 | TEL 076-471-8860 | https://taxromu.com |
| エヌワン行政書士事務所 | 〒937-0807 魚津市大光寺1524-3 | TEL 0765-33-5570 | |
| 株式会社 ヒューマン・サポート | 〒930-0997 富山市新庄北町24番24号 | TEL 076-451-3312 | https://human-sp.net |
| 株式会社 トリニタスジャパン | 〒930-0997 富山市新庄北町24番24号 | TEL 076-471-8856 | |